

沖縄ヘイトの考察(その3)

『沖縄通信』第176、7号で沖縄ヘイトをテーマに考察してきた。この2号ではケビン・メア、田中聡、百田尚樹、大阪府警機動隊員、ひろゆき(西村博之)らによる沖縄ヘイトを取り上げた。これらはすべて対面で発せられたものである。

■ SNS 上で流布する沖縄ヘイトとの対抗軸

ところが今日、インターネットや SNS 上では匿名性を隠れ蓑にして膨大な量の沖縄ヘイトが流布している。

こうした現状を目にした時、筆者のような年齢の者には、演出家の杉本良吉が「連絡が途絶えていたコミンテルンとの連絡回復を図るように」との日本共産党の密命を受け1932年11月、ソ連への潜入を試みたが失敗し、1938年1月、当時のトップスターで人気ナンバーワン女優の岡田嘉子(1902-1992)と連れ添って、遂にソ連に越境した出来事を想起させる。インターネットや SNS もない時代ゆえ、厳冬の地吹雪の中、樺太国境を越えてソ連に越境するという命懸けの行動で意思の伝達を図るしか方法はなかったのだが、それはほんのつい85年ほど前のことに過ぎない。なお、杉本良吉(1907-1939)はスターリンの大粛清下、スパイ容疑で銃殺刑に処せられた。32歳の人生だった。

昨今のインターネットや SNS の目を見張る発達は筆者にとっては、ヨーロッパを妖怪が徘徊している(『共産党宣言』)、その妖怪のようでもある。インターネットや SNS が人間の助け合いや共生のために活用されればと渴望するが、現実にはヘイトや差別拡散のために悪用されるケースも多い。ヘイトや差別禁止のためには法的規制も必要だが、筆者は対面での出会いこそが大切だと確信する。SNS 上で沖縄ヘイトが何百もの単位(あるいはそれ以上)で流布される時、一対一の対面では勝負にならない、埒が明かれないと危惧する必要はない。

2023年12月24日	米空軍兵が16歳未満の少女を誘拐し暴行	
時期 明かさず	外務省が暴行事件を把握し、首相官邸に報告	
24年3月27日	那覇地検が米空軍兵を起訴	
4月11日	岸田文雄首相がバイデン米大統領と会談	
5月26日	米海兵隊員が女性を暴行	
時期 明かさず	外務省が暴行事件を把握し、首相官邸に報告	
6月16日	県議選投開票	
17日	那覇地検が米海兵隊員を起訴	
23日	沖縄全戦没者追悼式に岸田首相出席。玉城デニー知事と面談	
25日	昨年12月の事件が報道で判明	
7月12日	那覇地裁で米空軍兵事件の第1回公判	

米兵事件発生後の流れ

人間は対面で話し合っこそ、そこに理解と信頼が生まれる。(二乗してマイナス1になる) 虚数のようなものではなく、会って実際に話し合うこと。その大切さを辺野古のキャンプ・シュワブ前で筆者は強く実感した。

ひろゆきが、座り込みで新基地建設に抗議していた市民らが解散した後の辺野古のキャンプ・シュワブ前のテントを訪れたのは2022年10月3日夕方である。ぼくが辺野古の座り込みに参加したのは10月25日からだったので、シュワブ前での話題は10月23日の那覇市長選の結果とひろゆきの言動についてがその多くを占めていた。

ひろゆきの蠢動に対して、キャンプ・シュワブ前では今までにない全く新しい事態が起こった。実際、事実はどうなのかを自分の目で確かめようと大学生や青年たちが、ぼくが座り込んでいた連日訪れて来た。会社を退職し退職金が入ったので愛知からやって来たという青年、野宿が趣味なので那覇から何日もかかってやっと着いたという埼玉の青年、数時間かけて金城武政さんにインタビューする東京の女子大学生などなど。

いつもは高齢者が多い座り込み現場だが、彼らが居るだけで景色もパツとはなやかなものになった。故事ことわざで“百聞は一見に如かず”と言うが、“百のヘイトは一の対面に如かず”をぼくはこの時、心の底から実感した。

筆者は『沖縄通信』第166号(2022年11月)でこのようにレポートした。

■ ヘイト・スピーチを規制する世界的な動き



2024. **8/10** (土) 17:30 淀屋橋上でスタンディング
18:00 集会@中ノ島公園女神像前
18:40 デモ出発→米領事館→北新地

8月10日 同時アクションのバナー

ヘイト・スピーチは憎悪を社会に充満させるもので、その行く先はジェノサイドや戦争へと導くものだといえる。それ故、ヘイトや差別禁止のためには法的規制も必要だと前述したが、ヘイトの規制をめぐる、日本や世界ではいかなる取り組みがなされてきたのだろうか。

自由権規約委員会は2014年7月23日、日本政府定期報告に関する総括所見を発表し、その中で、「締約国(=日本のこ

と)は、差別、敵意または暴力の煽動となる、人種的優越または憎悪を唱えるあらゆる宣伝を禁止すべきであり、またそのような宣伝を広めることを意図した示威行動を禁止すべきである」と述べている。

また、人種差別撤廃委員会は2014年8月28日、日本政府定期報告に関する総括所見を発表。

「委員会は、以下の適切な措置を取るよう勧告する」と、次の5点を挙げている。

- ① 憎悪および人種主義の表明並びに集会における人種主義的暴力と憎悪に断固として取り組むこと
- ② インターネットを含むメディアにおけるヘイト・スピーチと闘うための適切な手段を取ることに
- ③ そうした行動に責任ある民間の個人並びに団体を捜査し、適切な場合は起訴すること
- ④ ヘイト・スピーチおよび憎悪煽動を流布する公人および政治家に対する適切な制裁を迫ること
- ⑤ 人種主義的ヘイト・スピーチの根本的原因に取り組み、人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種あるいは民族の諸集団の間での理解、寛容そして友好を促進するために、教授、教育、文化そして情報の方策を強化すること

国連が関係する委員会のこうした勧告に対して日本政府は一貫して、「勧告は法的拘束力はなく、義務付けられない」との対応を取っており、真摯に向き合おうとしていない。在沖米軍基地についての勧告に対しても同様である。また、「正当な言論までも不法に萎縮させる危険を脅かしてまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとはいえない」とも回答している。しかし、この現状認識は正しいとは言い難い。

ところで、3月21日は国際人種差別撤廃デーである。1966年の国連総会で制定された。今年韓国から国家人権委員会・国際人権部副部長の白佳倫^{ベック・ユン}さんが来



8月10日 淀屋橋前スタンディング

日、「韓国で国家人権委員会が発足したのは軍事独裁政権が終わり、金大中氏が大統領選に当選後の2001年のこと」と韓国の状況を報告した。

それに対し日本の状況はどうか。国連加盟193カ国中、120カ国に国内人権機関がある。

外国人権法連絡会事務局長の師岡康子弁護士は「アジアの国でも半数は機関が出来ているのに、日本と中国は未設置だ。人権に対する問題性がますます突きつけられている」と現状を憂える（『東京新聞』2024年3月22日付）。

かつて日本政府は国の外交政策の基本方針として「国連第一主義」を掲げていたが、いつの間にか、それを言わなくなった。「国連第一主義」に変わって、今はただただ「アメリカ追従第一主義」である。

まず国際機関の勧告には正面から対応するように我々が政府に迫らなければならない。

■ 沖縄県条例の意義と課題

次に、国内での差別禁止法の必要性について検討する。現在、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法、ヘイト・スピーチ解消法は存在するが、包括的な人種差別禁止法は制定されていない。

こうした中、沖縄県が2023年3月31日に「沖縄県差別のない社会づくり条例」を制定した。この条例が制定されるに至るまでには「沖縄カウンターズ」の取り組みも見逃せない。「沖縄カウンターズ」は2020年5月、那覇市役所前で行なわれていた中国人差別のヘイト・スピーチ街宣に危機感を抱いた市民がTwitterで呼びかけあい、抗議するためにカウンター（阻止活動）を開始。毎週水曜日に「NO Place FOR HATE」と書いた旗を持つスタンディングを続けた。ヘイト・スピーチの発信源だった場が、差別を許さない人たちの出会いの場が変わっていった。その結果、ヘイト・スピーチ街宣は次第に沈静化した。条例制定にはこうした地道な働きがあったのである。

条例は、「何人も人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他の事由を理由とする不当な差別をしてはならない」（第3条）を基本理念として掲げる。

「何人も」と謳っているので、日本国籍を有する者のみに限定していない（日本国憲法は「日本国民は…」で始まる）。そこで、（本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に関する施策）を第10条に、（本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消に関する措置）を第11条にそれぞれ明記している。

次に、本条例に則して沖縄ヘイトを考える時、インターネットやSNS上におけるヘイト・スピーチ（とその禁止）と、沖縄差別（とその禁止）の二点から分析する必要がある。

前者について。条例は、「県は、インターネット上の不当な差別的言動の解消を図るため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を行うとともに、インターネット上の不当な差別的言動その他の誹謗中傷に関する相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする」（第8条）とある。

この条項に関しては実効性を持たせるために、罰則規定を設けるべきだとの意見が多く上がっている。

後者について。条例は、「県は、県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるものとする」（第9条）とある。

条例（案）を検討するにあたって、各種、各段階で論議がなされたであろう。しかし、この条項で言う「県民であること」との「県民」とは誰のことを指しているのだろうか。我々が「沖縄差別」と言う時、それは「沖縄に対する差別」、「琉球をルーツとするウチナーンチュに対する差別」と同意語として使っている。「県民であること」と定義されると、それがぼかされるとともに、「県民」には沖縄・琉球に移住したヤマトンチュも含まれているのである。筆者も含めてヤマトンチュひとり一人は、いかなる思想、実践活動をなしているか否かに関わらず、その政治的立ち位置は総体として差別者の側に存しているわけで、沖縄・琉球に移住した日本人（ヤマトンチュ）もまた、そこから免れることの出来ないウチナーンチュを差別する存在である。沖縄県が誇るべき一大イベントとして5年に一度開催される「世界のウチナーンチュ大会」は、堂々と「ウチナーンチュ」と表記するにも関わらず、第9条はなぜ「県は、ウチナーンチュであることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策を講ずるものとする」と定義しないのだろうか。不可解だ。



8月24日 第1039回大阪行動

同様な疑問として、第3条は「不当な差別をしてはならない」対象を「人種、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、出身その他」としていて、ここには「民族」が入っていないのである。「県民」への差別一般では、抑圧者（ヤマトンチュ）と被抑圧者（ウチナーンチュ）、植民者（ヤマトンチュ）と被植民者（ウチナーンチュ）の区別がつかなくなるわけである。

附則の2に（検討）項目があり、そこには「知事は、この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と明記されている。

筆者などは「検討を加え」るまでもなく「必要がある」と考えているが、いかななものだろうか。